

議案第12号

目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例

目黒区立区民住宅条例（平成6年9月目黒区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号を削り、同項第6号中「区内」を「区の区域内」に改め、同号を同項第5号とする。

第29条第1項第6号中「第5条第1項第6号」を「第5条第1項第5号」に改める。

別表中

目黒区立ヒルズ大橋	東京都目黒区大橋二丁目 8番5号	一般用住宅	借上げ
目黒区立トリアス 中目黒	東京都目黒区上目黒二丁 目44番7号	一般用住宅	借上げ

を

目黒区立ヒルズ大橋	東京都目黒区大橋二丁目 8番5号	一般用住宅	借上げ
-----------	---------------------	-------	-----

に、

目黒区立サント・ コア目黒	東京都目黒区目黒一丁目 24番5号	一般用住宅	借上げ
目黒区立ヒルフォ ートメグロ	東京都目黒区中町一丁目 26番11号	一般用住宅	借上げ

を

目黒区立サント・ コア目黒	東京都目黒区目黒一丁目 24番5号	一般用住宅	借上げ	に
------------------	----------------------	-------	-----	---

改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（目黒区立トリアス中目黒に係る部分に限る。）は平成28年5月16日から、同表の改正規定（目黒区立ヒルフォートメグロに係る部分に限る。）は同年9月16日から施行する。

（説明） 一般用住宅の使用者の資格条件を緩和するとともに、区民住宅を廃止するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料 1

目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(使用しようとする者の資格)</p> <p>第5条 区民住宅を使用しようとする者(第4号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)を含む。)は、次に掲げる条件(借上型区民住宅にあつては、法第3条の規定に基づき認定を受けた条件を含む。)を具備している者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (現行に同じ。)</p> <p><u>(5) 福祉施設等従事者用住宅にあつては、その世帯に<u>区の区域内</u>に所在する規則で定める福祉施設又は医療施設に勤務する者で規則で定めるものが存すること。</u></p> <p>2 (現行に同じ。)</p>	<p>(使用しようとする者の資格)</p> <p>第5条 区民住宅を使用しようとする者(第4号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)を含む。)は、次に掲げる条件(借上型区民住宅にあつては、法第3条の規定に基づき認定を受けた条件を含む。)を具備している者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) 一般用住宅にあつては、区の区域内(以下「区内」という。)に引き続き1年以上住所を有していること。</u></p> <p><u>(6) 福祉施設等従事者用住宅にあつては、その世帯に<u>区内</u>に所在する規則で定める福祉施設又は医療施設に勤務する者で規則で定めるものが存すること。</u></p> <p>2 (省略)</p>

(住宅の明渡請求等)

第29条 区長は、使用者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者に対して、期日を指定して、当該区民住宅の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

(1)～(5) (現行に同じ。)

(6) 福祉施設等従事者用住宅の使用者にあつては、第5条第1項第5号の条件を具備しなくなったとき。

(7)・(8) (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

別表 (第3条関係)

名称	位置	種別	
(現行に同じ。)			
<u>目黒区立ヒルズ大橋</u>	<u>東京都目黒区大橋二丁目8番5号</u>	<u>一般用住宅</u>	<u>借上げ</u>
(現行に同じ。)			

(住宅の明渡請求等)

第29条 区長は、使用者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者に対して、期日を指定して、当該区民住宅の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

(1)～(5) (省略)

(6) 福祉施設等従事者用住宅の使用者にあつては、第5条第1項第6号の条件を具備しなくなったとき。

(7)・(8) (省略)

2・3 (省略)

別表 (第3条関係)

名称	位置	種別	
(省略)			
<u>目黒区立ヒルズ大橋</u>	<u>東京都目黒区大橋二丁目8番5号</u>	<u>一般用住宅</u>	<u>借上げ</u>
<u>目黒区立トリアス中目黒</u>	<u>東京都目黒区上目黒二丁目4番7号</u>	<u>一般用住宅</u>	<u>借上げ</u>
(省略)			

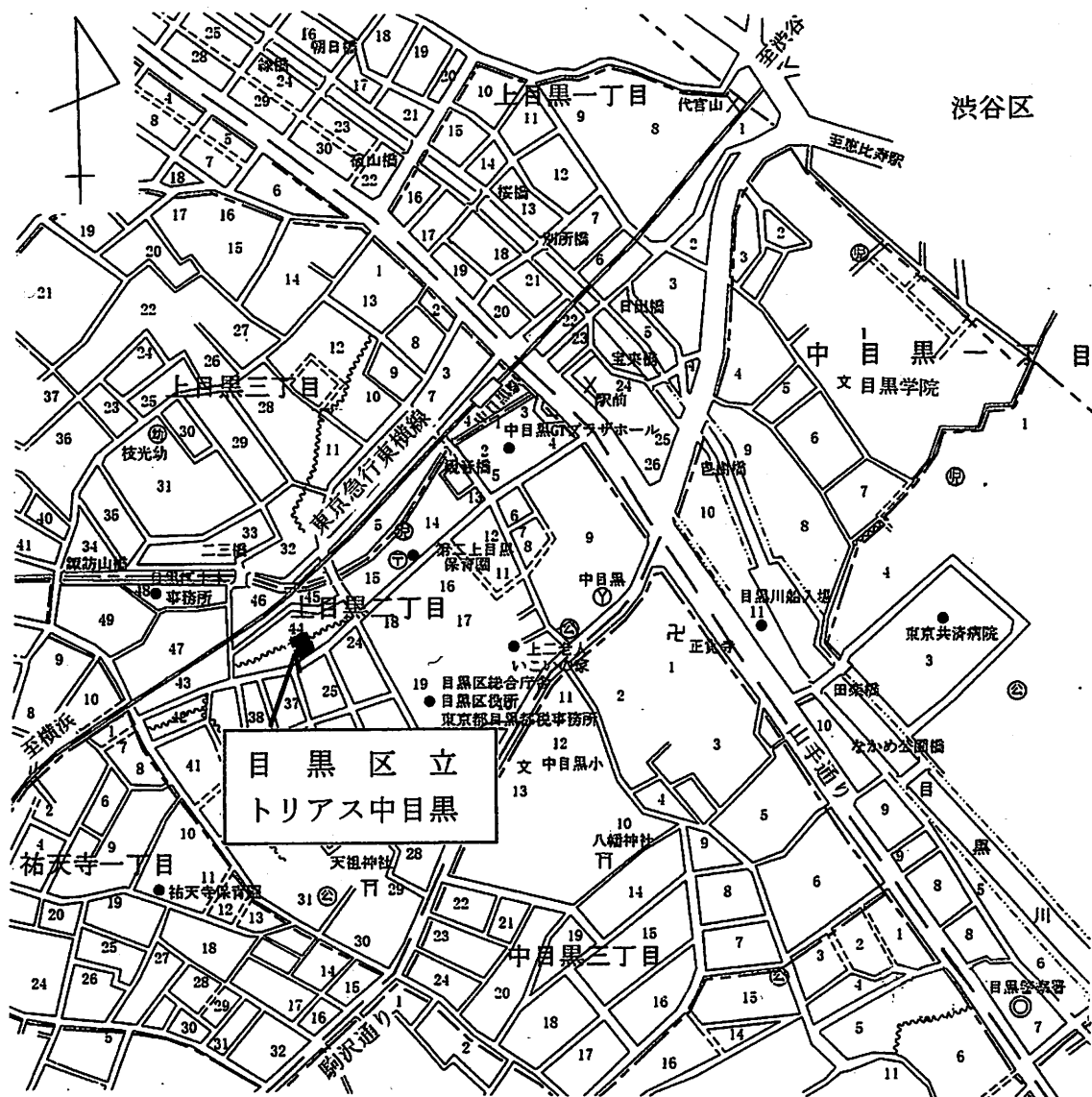
<u>目黒区立サント・</u> <u>コア目黒</u>	<u>東京都目黒区目黒一丁目24</u> <u>番5号</u>	<u>一般用住宅</u>	<u>借上げ</u>
(現行に同じ。)			

<u>目黒区立サント・</u> <u>コア目黒</u>	<u>東京都目黒区目黒一丁目24</u> <u>番5号</u>	<u>一般用住宅</u>	<u>借上げ</u>
<u>目黒区立ヒルフォ</u> <u>ートメグロ</u>	<u>東京都目黒区中町一丁目26</u> <u>番11号</u>	<u>一般用住宅</u>	<u>借上げ</u>
( 省 略 )			

資料 2 (その1)

目黒区立トリアス中目黒位置図

(東京都目黒区上目黒二丁目44番7号)



資料 2 (その2)

目黒区立ヒルフォートメグロ位置図

(東京都目黒区中町一丁目26番11号)

